



白岡市

空家

バンク

制度の

ご案内

市では、空家の利活用の取組として、空家情報を提供するため「白岡市空家バンク制度」を開設しています。

空家や空き地を所有していて「売りたい」、「貸したい」というかた、空家や空き地をお探しのかたは、ぜひ環境課までご連絡ください。

問合せ 環境課 環境保全担当
内線 284・285



空家バンク制度の 主なサービス内容

- ①空家等所有者、利用希望者の相談・登録受付
- ②空家等物件の調査
- ③空家等物件の情報を市公式ホームページ等で公開
- ④空家等所有者と利用希望者の橋渡し

空家バンク制度とは

利活用可能な空家等（空家・空き地）の登録情報を、市公式ホームページ等で公開し、売りたいかた・貸したいかたと買いたいかた・借りたいかたとの橋渡しを行うものです。契約交渉は、市と協定を締結した宅建協会埼玉支部を通じて選ばれた媒介業者が行いますので、ご安心ください。

登録の方法

（売りたい、貸したい）

登録に必要な書類を環境課に提出すると、市が物件の確認や媒介業者の紹介などの事前調整をします。その後、現地調査を経て、空家バンクへの登録、媒介業者と媒介契約の締結となります。登録後は、物件の情報を市公式ホームページに掲載して紹介します。

利用の方法

（買いたい、借りたい）

※建物の状態等によっては登録をお断りする場合があります。詳細は市公式ホームページの「白岡市空家バンク制度Q&A」をご覧ください。環境課にお問い合わせください。

白岡市に定住を希望し、空家等の購入や賃借を希望するかたであれば、市内外を問わず、どなたでも利用申請ができます。利用を希望する場合は、環境課までお申し出ください。

実績があります！

平成31年1月の空家バンク開設以来、令和2年5月末日現在までに3件の物件が登録され、売買等が2件成立しています。

空家等を放置しておく、管理不全に陥り、人の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあります。そうなる前に、空家等の利活用を検討してみませんか。

